

■表2 保育を必要とする事由
(次のいずれかに該当することが必要です)

保育の必要な事由として認められるもの
①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む）
②妊娠、出産
③保護者の疾病、障害
④同居または長期入院している親族を常時介護・看護
⑤災害復旧
⑥求職活動（起業準備を含む）
⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
⑧虐待やDVの恐れがあること
⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他、上記に類する状態として町長が認める場合

『厚岸町子ども・子育て支援事業計画』を策定します

町では、『子ども・子育て支援新制度』において、子どもや子育て家庭が必要とする事業やサービスを計画的に整備するため、子ども・子育て支援法に基づき平成27年から平成31年までの5年間の計画期間とする『厚岸町子ども・子育て支援事業計画』を策定します。

3月中旬に『厚岸町子ども・子育て支援事業計画(案)』のパブリックコメントを募集します。

●問い合わせ／児童福祉係 ☎53-3333



厚岸町で行っている主な支援事業

●子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）
乳幼児および保護者に相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。
※町では、月曜日から木曜日はコアぽんと

●ファミリーサポート事業
乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を行います。
※町では、社会福祉協議会が主体となって事業を行っています。

●乳児全戸訪問事業
生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
※町では、各家庭に保健師が訪問し、子育てに役立つ本の提供等を行っています。

全ての子育て世帯を支援するため、子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）や放課後児童クラブなど、子育て家庭のさまざまなニーズに応じた子育て支援を行います。

さまざまな支援事業を行います



利用手続の流れ

保育の必要性の認定申請
および
保育所の利用申請

保育所の状況により利用調整

町より
入所決定通知
および
支給認定証を
交付

保育を利用する際の手続きが変わります

保育所の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。支給認定には3つの区分(表1)に分かれ、区分によって利用できる施設や手続が異なります。

また、2号認定および3号認定は保育を必要とする事由(表2)に該当する場合に受けることができます。

※町内の幼稚園は、平成27年度は新制度に移行しないので、今までどおりの手続となります。平成28年度以降新制度に移行する場合は、決まり次第お知らせします。

■表1 支給認定区分

支給認定区分	対象	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の未就学児 (就学時を除く)	幼稚園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上で保育を必要とする子ども(表2参照)	保育所
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満で保育を必要とする子ども(表2参照)	保育所

平成24年8月に、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、『子ども・子育て支援法』が成立しました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月からスタートします。

新制度では、『保護者が子育てについての第一義的責任を有する』という考えのもと、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指していきます。

